

相談しやすい、分かりやすい  
信頼と安心をお届けします



# きりん通信No.99

発行：きりん人事労務管理事務所  
〒333-0844 埼玉県川口市上青木 3-12-63  
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905  
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394  
URL : <https://www.sr-kirin.jp/> e-mail : kirin@sr-kirin.jp



**施行済みの改正**

## 令和5年度補正予算が成立 雇用保険の助成金の見直しも決定

令和5年11月下旬、令和5年度の補正予算が成立しました。これを受けて、それを財源として実施されることになっていた雇用保険法に基づく**助成金の見直し**が決定しました。その概要を確認しておきましょう。

### 令和5年度補正予算の成立に伴う雇用保険の助成金の見直し

#### 【対象となる助成金と施行時期】

- 1 産業雇用安定助成金の見直し [令和5年11月29日～]**  
産業連携人材確保等支援コースの新設\*1、事業再構築支援コースの廃止
- 2 両立支援等助成金の見直し [令和6年1月1日～]**  
出生時両立支援コース助成金の見直し、育児休業等支援コース助成金の見直し、育休中等業務代替支援コース助成金の新設
- 3 キャリアアップ助成金の見直し [令和5年11月29日～]** 正社員化コース助成金の見直し\*2

#### <新設された産業連携人材確保等支援コースの概要：(ものづくり補助金の対象者限定) >

景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要**新たな人材の雇入れた**事業主を助成するもの。

**助成額一計 250万円/1人 (中小企業以外 180万円/人) ……一事業主につき対象労働者5人分が限度**

#### <正社員化コース助成金の見直し〔拡充〕の概要：上記の\*2 >

このコースは、有期契約労働者等の正社員への転換等の措置を講じた事業主を助成するもの。特定の要件を満たした事業主に対しては、加算措置が講じられる。今回、助成額の見直し、対象となる有期雇用労働者の要件の緩和などが図られた。

例) 基本的な助成額の引き上げ→支給対象期間をこれまでの「6か月」から「12か月」に拡充し、助成額を次のように見直す

企業規模	これまで	見直し後
中小企業	1期（6か月）で57万円	2期（12か月）で <b>80万円</b>
中小企業以外	1期（6か月）で42.75万円	2期（12か月）で <b>60万円</b>

※左記は、「有期から正規」の場合の助成額。「無期から正規」の場合は左記の半額。  
※その他、特定の要件を満たした場合の加算措置あり（加算措置の新設や増額も実施）。



#### 4 業務改善助成金 申請期限延長！

事前の賃上げ計画を提出し、今後賃上げを実施する場合は、3月31日まで申請可能となりました。

※2023年4月から12月末日までに実施した賃上げを要件として、助成金を申請する場合は、1月31日までです。

### 令和6年度予算案

令和5年12月22日、令和6年度予算政府案が閣議決定されています。

一般会計の総額は、前年より減少して112兆717億円。どのような形で具体化されるのか、4月号でお知らせしたいと思います。

厚生労働省および国土交通省では、令和6年度予算案の概要として、総額143億円の助成金予算案を公表しています。

●建設事業主に対する人材確保のための助成金…72億円

●技能者の処遇改善環境整備のための助成金…71億円（働き方改革推進支援助成金）

政府の助成金は、中小企業の近い未来に必要なであろう要件を掲げています。

### 賃上げ促進税制を強化！助成金と減税の有効活用

賃上げや人材定着に資する助成金とともに、賃上げに対応する減税措置も充実しました。賃金の前年比増加額の最大45%が税額控除となります。更にこの税額控除が5年間繰り越せるようになりました。税理士さんに対象の有無を確認して、是非ご活用下さい！

※対象となるにはその他詳細な要件があります。

#### 賃上げ促進税制を強化！

【大企業・中堅企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除\*1

【中小企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除\*1

## 法改正

### 社用車を5台以上 アルコール検知器義務化スタート

社用車を5台以上使用する事業所では、安全運転管理者を選任し、都道府県公安委員会に届出をしなければいけません。

2023年12月からアルコールチェックの実施に、アルコール検知器を使用する事が義務付けられました。

運転日誌や点呼・日常点検記録などの帳簿を作成し、1年間保存する必要があります。

ご不明な点がございましたら、お早めにご相談下さい。

※乗車定員が11人以上の自動車があれば、1台でも対象です。



## 法改正

### 令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

従業員への労働条件通知書を、書面で交付出来ていますでしょうか？最近では、労働条件の書面での通知義務違反に対する是正勧告が多くなっています。

また、労働環境の「当たり前」が大きく変動しています。従業員の安心と信頼を大切にするためにも、労働条件通知書の交付を、スタンダードにしていきましょう！

きりん事務所では、全顧問先企業の皆様に、労働条件通知書のご確認とご相談を実施したいと思います。My Komonにてアンケートをお送りしますので、ご確認をお願い致します。

【新ルール・絶対的記載事項の追加】

1. 就業場所や業務内容の変更の範囲 → 配置転換や、転勤命令などに影響する大問題になります。
2. 有期契約の更新上限の有無とその内容 → 雇止めが起こる場合の問題がクリアになります
3. 有期契約5年後無期転換ルールについての明示
4. 無期転換後の労働条件



.....求人募集の明示すべき労働条件が追加されます！.....

労働条件明示についての法改正に伴い、求人募集に最低限記載が必要な項目が追加されます。

1. 募集時の業務内容と、採用後に変更される業務内容の範囲
2. 有期契約の場合、更新回数の上限の有無とその回数
3. 募集時の就労場所と、採用後に変更される範囲



## おしらせ

### きりん事務所ホームページリニューアル～書式提供開始～

きりん事務所のホームページをリニューアルしています。顧問企業の皆様に、より充実したサービスをご提供できるよう、皆様からご要望頂いた書式をご提供するための、顧問専用ページをご準備しています。

新着情報では、法改正や助成金などの情報を蓄積しています。My Komon、Cellsドライブとともに、是非ご利用下さい。

また、ホームページと併せて、きりん事務所のパンフレットも一新いたしましたので、同封させていただきます。



.....ホームページ作成・リニューアル承ります！.....

★きりん事務所の求人は毎回ハローワークのみですが、面接にいらした方は全員、きりん事務所のHPを見て応募を決めていました。自社のホームページは、採用にとってとても重要です。

「この会社で働きたい」と思われるHPの作成・リニューアルを承ります。ご興味がある方はご連絡下さい。

### ◆三浦雄一郎の名言◆ 人生はいつも今から

今年の書初めは、「いつも今から」と書きました。22年間続けている年始の習慣です。学生の頃から、どんなに一生懸命頑張っても字だけは上手になりませんでした。この字を1年間、毎日一度は目にする場所に掲示しています。社労士合格の年は「一心不乱」と書いていました。

12月から漠然と1年を振り返り、時には5年10年振り返り、元旦に新しい1年を考え、今年の生き方のようなものが浮かび上がってくるのを待ち、時には絞り出して字にします。

50歳を超え、子育てもひと段落。開業当時掲げた事業目標を達成し、色々と区切りを迎えた年となります。ここで座り込むことなく、天命を知り、今まで以上に具現化させていこうという思いを込めた言葉です。目標や指針を文字にして、毎日目に触れるのはお勧めです(^\_^)

